

わり度を含めてかなり満足感が込められていると解釈できよう。

第2は、「構成員（人数、メンバー構成など）について」で、「適当だと思う」15人（68%）、「どちらとも言えない」4人（18%）、「不十分だと思う」3人（14%）であった。付記された主な意見は、「難病や発達障害、重症心身障害分野など「障害」のバランスが弱い」、「教育や医療の分野が不十分」である。

第3は、「機能・審議内容などについて」で、「適当だと思う」15人（68%）、「どちらとも言えない」2人（9%）、「不十分だと思う」5人（23%）であった。付記された主な意見は、「必要な部会を設けるべき」、「推進本部が推進会議に何を期待しているかをもっと明確にしたうえで双方の交流促進」、「行政担当部局とのやり取りが不十分」、「推進会議での審議内容が各省庁での政策決定プロセスとリンクすべき」などであった。

第4は、「運営面（開催回数、1回当たりの開催時間、発言時間など）について」で、「適当だと思う」11人

（50%）、「どちらとも言えない」5人（23%）、「不十分だと思う」6人（27%）であった。付記された主な意見は、「あまりにハードすぎる」、「1回当たりの会議時間が長すぎる」、「進行が早すぎる」、「意見表明が中心で、対立点を整理して議論する点が弱い」、「論点が多すぎて議論が尽くされない」などである。

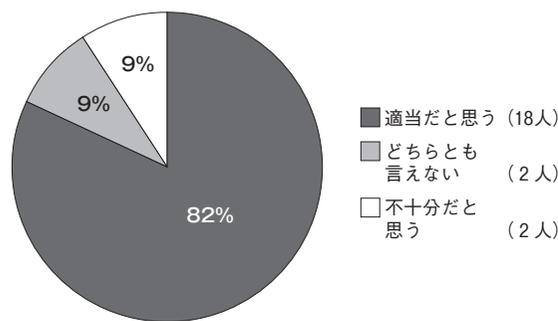
なお、中央協議会委員のアンケートでは、ほぼ全員から「1回当たりの開催時間（1時間半）が短すぎる」、「年

に1回〜2回という開催回数は少なすぎる」が出されていた。推進会議構成員から多く出されていた不満は、積極的な視点からくるものととらえることができよう。

第5は、「情報保障やアシスト体制について」で、「適当だと思う」18人（82%）、「どちらとも言えない」2人（9%）、「不十分だと思う」2人（9%）であった。付記された主な意見は、「手話や字幕付きの情報公開、知的障害当事者等の実質的参画を確保するためのイエローカードルールなどは他の審議会等にも導入すべき」、「大量の資料については当日配られてもほとんど読めない」、「ふりがなだけでは不十分」などである。

第6は、「事務局体制について」で、「適当だと思う」9人（41%）、「どちらとも言えない」3人（14%）、「不十分だと思う」9人（41%）、その他（分からない）1人（4%）であった。付記された主な意見は、「必要な部会を設けるための体制を確保すべき」、「少なくとも現在の2倍の事務局スタッフが必要」、「事務局担当者の身分が正規

グラフ3 推進会議構成員によるアンケート「情報保障やアシスト体制について」



職員でないのは問題」、「十分な審議を行うには人的にも予算的にも極めて不十分」、「事務局体制の弱さにより会議全体のサポートが弱い」などである。

(2) 障害者基本法の改正関連

推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を取りまとめたうえで最初の具体的なテーマとなったのが、障害者基本法の改正へ向けての意見書作成であった。基本法改正に関する推進会議での審議から改正案の成立に至るまでの一連の動きを構成員がどうみているか、大別して次の2点に集約されよう。

第1点は、推進会議での審議の到達点からかけ離れてしまったことへの不満である。多くの構成員から、「推進会議の第二次意見の反映が不十分」としたうえで、具体的な意見として「関係省庁の抵抗が予想以上だった」、「法案の国会上程後の与党の対応には不満」などが述べられている。

第2点目は、内容面での旧法との比較や改正プロセス面でポジティブに評価していることである。これについての代表的な意見として、「改正に向け

て、6か月余らばに10回以上の推進会議を開催してきたことの意味は少ない」、「改正審議が実質的だったと思う(2004年改正時は全くと言っている)ほど中央協議会での審議はなかった」、「推進会議の素案に対して各省庁から寄せられた意見が公表されたのも、これまでにないことである。これまで、こうした類のことはアンダーテーブルで行われてきたが、それが明らかになったこと自体、政策決定プロセスの透明化と言える」などがあげら

れる。

3 総合福祉部会構成員によるアンケート結果の概要

7つの観点での設問で、これに沿って結果を略述する。第1は、骨格提言の取りまとめを受けて「部会の目的は達成できたと思われませんか」については、「十分に達成できた」16人(36%)、「どちらとも言えない」17人(39%)、「不十分である」11人(25%)となっている。付記された主な意見は、「当事者主体で制度づくりを行ったことの意味は大きい」、「提言までこぎつけたものの内容の精査までには至らなかった」、「知的障害児者、発達障害児者の意見が十分に反映されていない」、「発語不能の当事者への配慮がなく、知的・精神障害者に片寄っていた」、「財源確保に関する論議が不十分だった」、「総合福祉法を具体化していく行程を時間軸を伴って示すことができなかった」である。

第2は、「総合福祉部会の存在について」で、「重要だと思う」37人(84%)、「どちらとも言えない」6人(14%)、

グラフ4 総合福祉部会構成員によるアンケート「総合福祉部会の存在について」

